

博士学位申請論文

(概要書)

貸借対照表の貸方区分をめぐる

資本利益計算に関する研究*

池 村 恵 一[†]

2020年6月

* 本研究は科研費 若手研究 (B) 21730391 と若手研究 (B) 15K17174 の助成を受けたものです。

[†] 2007年3月 早稲田大学大学院商学研究科 博士課程 (商学専攻) 単位取得満期退学。2020年6月現在, 流通経済大学経済学部経営学科に専任教員として所属。

概要書の目次

1. 本研究の問題意識と目的	1
1. 1 本研究が依拠する資本と利益の関係	1
1. 2 本研究の問題意識	1
1. 3 本研究がとる針路：なぜ資本の概念を積極的に定める方法について検討するの か	2
1. 4 本研究の目的	2
2. 本研究の構成	3
3. 本研究の概要	12
3. 1 「第Ⅰ部 企業会計の資本」の概要	12
3. 2 「第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計」の概要	13
3. 3 「第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル」の概要	13
4. 本研究の結論とインプリケーション	15
4. 1 第1の目的「貸方区分モデルの抽出」に照らした結論の整理とインプリケーシ ョン	15
4. 2 第2の目的「貸方区分モデルの選択」に照らした結論の整理とインプリケーシ ョン	16
4. 3 第3の目的「資本と利益に関する追加的な情報の提供についての検討」に照ら した結論の整理とインプリケーション	18
5. 研究の展望—今後の課題	19
5. 1 決済手段としての自社株式の資産性	19
5. 2 非支配株主持分の取扱い	19
5. 3 複合的な発行金融商品の取扱い	20
5. 4 会社法にもとづく資本の計数に関する情報の提供	20
引用文献 ※概要書で引用したもののみ掲載	21

貸借対照表の貸方区分をめぐる資本利益計算に関する研究

本研究は、企業会計における資本と利益について、資本を積極的に定義する観点から検討するものである。現行における国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワークおよび米国財務会計基準審議会（FASB）の概念フレームワークにおいて、資本は、資産から負債を差し引いた差額概念として定義されており、その範囲が不明確となっている。本研究は、資本の概念を積極的に定義することで得られる利益計算の仕組みに関する基本類型としての貸方区分モデルを複数抽出し、その選択に関する議論を展開する。

1. 本研究の問題意識と目的

1. 1 本研究が依拠する資本と利益の関係

企業会計における資本と利益は、その一方の概念的な成立に他方の概念的な成立が欠かせない関係にあり、とくに、その概念的な構造においては、一方が定められれば他方が定められるというような固定的な関係を有しているとみられる。

このような固定的な関係は、さしあたり次の2つの点から説明できる。すなわち、①二時点間の資本（ストック）の差分が利益（フロー）として捉えられること、または、資本の増加原因を収益（フロー）、資本の減少原因を費用（フロー）とし、収益と費用の差分が利益（正味のフロー）として捉えられること、さらには、②会計期間が終了するごとに利益（フロー）が累積的に資本（ストック）を構成していくこととして形式的に説明することができる。つまり、資本は、企業活動の源泉であるとともに、利益の概念を形成するための基礎ないし尺度であるとみることができ、利益はまた、資本の運用の結果であるとともに、累積的に資本そのものを構成していくものであるとみることができる。

本研究は、「資本は利益計算の基礎である」という企業会計の原理にもとづいて、資本の概念を（負債の概念によらずに）積極的に定める議論、およびそのようにして定めた資本にもとづいて利益計算の仕組みを構想する議論を展開する。

1. 2 本研究の問題意識

現行のIASB概念フレームワークおよびFASB概念フレームワークにおいては、資本が資産と負債の差額概念として定められている。差額概念としての資本は、現行の企業会計における制度的な課題であるとともに、利益計算との関係で重大な論点として扱われてきた（Kirschenheiter et al. 2004 ; Ohlson and Penman 2005 ; FASB 2007 ; IASB 2008 ; EFRAG 2008 など）。

本研究の問題意識は、資本が差額概念として定められると、資本を構成する請求権の範囲が

不明確となり、ひいては、資本のもとで計算される利益についても、どのような資金提供者に帰属するものなのかが不明確になる、というところにある。差額概念としての資本では、資本が非負債項目としての請求権から構成されることになり、その請求権の性質や特徴について一貫性を保持することができなくなる。また、持分（資産に対する権益）を保有する資金提供者の地位や立場も不明確なものになる。同時に、差額概念としての資本のもとで計算される利益については、それがどのような資金提供者の地位や立場のもとで計算されているのか、また、どのような資金提供者に帰属する利益なのかが判然としなくなる。利益の帰属先が判然としない状況で、その利益を意思決定に利用することは難しくなる。とくに、利益を企業価値評価モデルのインプットとして利用する場合、それが評価対象を推定するためのインプットとして、はたして適切なものなのかという点を改めて検討する必要がある。

1. 3 本研究がとる針路：なぜ資本の概念を積極的に定める方法について検討するのか

本研究では、資本の概念を積極的に定める方法にもとづいて議論を展開する。その理由としては、第1に、資本を積極的に定める方法が、本研究の問題意識に対して解決可能な方法であるからである。すなわち、資本を積極的に定めることで、資本の概念がある範囲の資金提供者の持分ないし請求権にもとづいて明らかにされ、さらに計算される利益についても、どの資金提供者に帰属するものなのかという点が明らかにされるからである。第2に、資本の概念を積極的に定める方法に伴って、負債が非資本項目から構成されてしまうという問題については、現状にみられるような、負債を積極的に定めることから生じる課題と同様に、対処できる可能性があると考えられるからである。すなわち、特定の項目に関する会計処理を個別の会計基準の公表をつうじて事後的に定めることや、負債区分の内訳などでコアの債務項目を表示する方法が考えられ、資本を積極的に定める方法に伴う問題点を緩和できる可能性がある。

資本を積極的に定める方法は、IASB 概念フレームワークおよび FASB 概念フレームワークが採用する方法と異なる方法であり、これにもとづいて議論を展開することは、財務諸表の構成要素に関する概念体系の形成についてより発展的な構想を模索することにつながる。現状の国際会計基準や米国会計基準にもとづいた負債と資本の区別に関する議論は、負債を積極的に定める考え方を推し進めてみた帰結を議論している可能性がある。現状とは異なるアプローチを展開して議論することで、現状と対照的な議論から会計基準論に対するインプリケーションを得ることが期待できる。

1. 4 本研究の目的

本研究の目的は、以下のようになる。

第1の目的：利益計算の仕組みに関する基本類型としての貸方区分モデルを複数抽出する。

第2の目的：企業会計における内在的な要因と会社法という外在的な要因から貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。

第3の目的：財務諸表という枠組みを超えて、資本と利益に関する追加的な情報の提供を行うような報告様式を検討する。

本研究の第1の目的は、資本の概念を積極的に定める考え方のもとで、貸方区分モデルを複数抽出することにある。貸方区分モデルは、積極的に定められた資本と、差額概念としての負債から構成されるような利益計算の仕組みをいう。

ついで、本研究の第2の目的は、抽出した貸方区分モデルのうち、どのような要因にもとづいて、どのような貸方区分モデルを選択することができるのか、ということを検討することにある。貸方区分モデルを選択する要因としては、企業会計における内在的な要因と外在的な要因をあげることができる。まず、企業会計における内在的な要因としては、利害関係者のなかでも、とくに投資家を主たる情報利用者として想定し、彼らの情報利用目的とくに発行金融商品の価値推定のニーズを満たすという要因をあげることができる。情報利用者の情報利用目的を満たすという要因は、企業会計の情報提供機能の観点から説明可能なものであり、企業会計に本来内在する貸方区分モデルの選択要因であるとみなすことができる。次に、外在的な要因としては、日本の企業会計制度の現状をふまえると、企業会計の資本に影響を及ぼしうるものとして会社法をあげることができる。企業会計が法令からの要請を受け入れて、当該法令の目的の達成にも寄与しなければならないということを前提とするとき、会社法は、貸方区分モデルを選択するときの外在的な要因となりうる。

本研究の第3の目的は、資本と利益に関する追加的な情報を提供するような報告様式を検討することにある。第3の目的における検討は、財務諸表本体という枠組みをつうじた情報提供だけでは不十分であるという第2の目的の検討から生じる問題意識にもとづいている。具体的に、第3の目的においては、情報利用者による発行金融商品の価値推定のニーズをより満足させるという観点から、資本と利益に関する追加的な情報を財務諸表本体以外の注記その他の手段をつうじて提供することを検討する。また、第3の目的においては、財務諸表という枠組みのなかで企業会計が独自の考え方を採用した場合に、従来から行われてきた分配可能額の算定に関する情報の提供を維持するという観点から、分配可能額の算定に関する情報を財務諸表本体以外の注記その他の手段をつうじて提供することを検討する。

2. 本研究の構成

本研究の構成は、**図表1**のようになる。本研究は、第I部から第III部で構成される。

図表 1 本研究の構成



第Ⅰ部では、貸借対照表の貸方区分モデルを複数抽出するための基礎的な検討を行う。また、企業会計の内在的な要因から貸方区分モデルを選択することに関連する基礎的な理論を検討する。

第Ⅰ部の構成として、第1章では、資本と利益の計算構造に関する基礎理論を検討する。第2章では、先行研究において示される伝統的な会計主体論の意義を検討する。第3章では、概念フレームワークにおける資本を検討する。

第Ⅱ部では、企業会計の外在的な要因としての会社法について基礎的な検討を行う。

第Ⅱ部の構成として、第4章では、会社法における利害調整手段としての資本制度および分配規制の意義を検討する。第5章では、企業会計と会社法との間で株主資本の会計処理や表示がどのような程度で調整されているかを検討する。

第Ⅲ部では、第Ⅰ部の議論にもとづいて貸方区分モデルを複数抽出する。また、第Ⅰ部と第Ⅱ部の議論にもとづいて、企業会計の内在的な要因と外在的な要因から貸方区分モデルを選択する議論を展開する。さらに、資本と利益に関する追加的な情報を提供する報告様式を検討する。

第Ⅲ部の構成は、次のようになる。第6章では、貸方区分モデルを複数抽出する。第7章では、貸借対照表における貸方区分の会計問題として注目される株式オプションを取り上げて、貸方区分モデルを前提にした株式オプションの会計処理を検討する。第8章では、現行の企業会計における貸方区分の考え方を検討する。また、現行の会計基準における株式オプションの会計処理を検討する。第9章では、情報利用者による価値推定のニーズを満たすという企業会計の内在的な要因と、会社法という外在的な要因から、貸方区分モデルを選択する議論を展開する。第10章では、資本と利益に関する追加的な情報の提供を検討する。最後に、終章において本研究を総括し、今後の検討課題を示す。

本研究の目次は、次のとおりである。

目 次

序章 研究の枠組み

第1節 問題意識, 研究の目的, および研究の展開方法

- 1 問題意識と研究の針路
- 2 研究の目的
- 3 研究の展開方法

第2節 研究の構成と概要

- 1 研究の構成
- 2 研究の概要

第I部 企業会計の資本

第1章 資本と利益の計算構造をめぐる基礎理論

第1節 はじめに

第2節 資本維持論

- 1 3つの資本維持の考え方
- 2 資本維持にもとづく利益の計算
- 3 小括

第3節 資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せのもとで構想される利益の計算

- 1 資本の測定尺度と資産の測定属性にもとづく利益の計算
- 2 小括

第4節 利益帰属者の特定と貸方における発行金融商品の分類によって構想される利益の計算

- 1 利益帰属者の観点にもとづく貸方における発行金融商品の分類
- 2 貸方における発行金融商品の分類にもとづく利益の計算
- 3 小括

第5節 利益の計算構造を成立させる3つの要素

- 1 資本の測定尺度
- 2 資産の測定属性
- 3 利益帰属者
- 4 小括—利益の計算構造における3つの基礎的な要素

第6節 多様な計算構造の可能性

第7節 おわりに

第2章 企業観と資本

第1節 はじめに

第2節 会計主体論の学説展開

- 1 Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922) の所説
- 2 Seidman (1956) の所説
- 3 Li (1960a) の所説
- 4 Husband (1954) の所説
- 5 Staubus (1961) の所説
- 6 小括—会計主体論の類型整理

第3節 現代の企業会計における会計主体論の意義

- 1 企業観にもとづく利益計算の構想
- 2 純資産としての企業持分概念と貸方全体としての持分概念

第4節 概念フレームワーク構想の成立にみる会計主体論の現代的意義

第5節 おわりに

第3章 概念フレームワークにおける資本

第1節 はじめに

第2節 FASB 討議資料 (1976) における利益観と資本

- 1 FASB 討議資料 (1976) における利益観
- 2 FASB 討議資料 (1976) における資本

第3節 貸方における発行金融商品の分類の問題をめぐる FASB の対応

- 1 FASB 討議資料 (1990) の公表から SFAS150 (2003) の公表まで
- 2 個別追加的な会計基準の公表による改善と限界
- 3 貸方における発行金融商品の分類に関する問題の見直し—FASB 予備的見解 (2007) の公表

第4節 ASBJ 討議資料 (2006a) における資本

- 1 ASBJ 討議資料 (2006a) における2つの利益計算の基礎
- 2 「リスクからの解放」概念を織り込む株主資本

第5節 利益観と貸方要素の定め方

- 1 利益観と貸方要素の定め方の組合せ
- 2 概念フレームワークにおける利益観と貸方要素の定め方の選択

第6節 おわりに—概念フレームワークにおける資本の概念形成

補論 2つの利益計算の基礎 (純資産と株主資本) にもとづく損益フロー計算書の表示

第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計

第4章 会社法の資本制度と分配規制

第1節 はじめに

第2節 会社法における株主の有限責任制と利害調整

- 1 株主の有限責任
- 2 有限責任制の合理性と問題点
- 3 法制度による利害調整の一般的意義

第3節 会社法の資本制度

- 1 利害調整手段としての資本制度
- 2 資本原則の後退
- 3 資本制度の現代的意義

第4節 会社法の分配規制

- 1 分配可能額の算定に関する規制
- 2 計数の変動に関する規制
- 3 分配規制の意義

第5節 おわりに

第5章 株主資本をめぐる企業会計と会社法の調整

第1節 はじめに

第2節 企業会計における払込資本と留保利益の区別

- 1 原則論としての源泉識別の意義
- 2 制度研究における分析軸としての意義

第3節 現行の企業会計制度における株主資本

- 1 株主資本の表示
- 2 株主との取引に関する会計処理

第4節 企業会計と会社法の調整—現行の企業会計制度に対する解釈

第5節 おわりに

第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル

第6章 貸方区分モデルの抽出

第1節 はじめに

第2節 貸方区分モデルを抽出する前提

- 1 負債区分と資本区分に関する基本的な考え方
- 2 貸借対照表における貸方区分の形態
- 3 資金提供者のグルーピング

第3節 資金提供者のグルーピングにもとづく資本の概念

- 1 株主と資本の概念—所有資本 (①)
- 2 株主カテゴリーの再構成と資本の概念—残余資本 (②), 積極参加資本 (③), および参加資本 (④)
- 3 財務資源の提供者と資本の概念—財務資本 (⑤)
- 4 小括—利益帰属者と資本の概念

第4節 貸方区分モデルの類型整理

- 1 所有資本モデル
- 2 残余資本モデル
- 3 積極参加資本モデル
- 4 参加資本モデル
- 5 財務資本モデル
- 6 小括—貸方区分モデルの意義

第5節 貸方区分モデルの限界

- 1 負債区分の表示に関する問題
- 2 負債の測定属性に関する問題

第6節 おわりに

第7章 貸方区分モデルにおける株式オプションの会計処理

第1節 はじめに

第2節 会計処理を検討するための予備的考察

- 1 貸方区分モデルにおける「払込資本と留保利益の区別」
- 2 発行金融商品に関する一般的な会計処理
- 3 設例—会計処理の前提条件

第3節 貸方区分モデルにおける株式オプションの会計処理

- 1 所有資本モデルにおける株式オプションの会計処理
- 2 積極参加資本モデルにおけるコールオプションの会計処理
- 3 参加資本モデルにおけるプットオプションの会計処理
- 4 貸方区分モデルにおける財務諸表の表示

第4節 株式オプションに関するペイオフの取扱い

- 1 所有資本モデルにおける株式オプションに関する損益
- 2 積極参加資本モデルにおけるコールオプション持分の振替え
- 3 参加資本モデルにおけるプットオプション持分の振替え
- 4 小括

第5節 株式オプションのペイオフと株主持分希薄化の会計問題

第6節 おわりに

補論 株式オプションの失効に関する会計処理

- 1 はじめに
- 2 貸方区分モデルにおけるコールオプション失効の会計処理
- 3 おわりに

第8章 現行の企業会計における貸方区分の考え方と株式オプションの会計処理

第1節 はじめに

第2節 現行の企業会計における貸方区分の概観

- 1 ASBJ 討議資料（2006a）および日本会計基準における貸方区分
- 2 FASB 概念フレームワークおよび米国会計基準における貸方区分
- 3 IASB 概念フレームワークおよび国際会計基準における貸方区分
- 4 小括

第3節 現行の貸方区分における利益帰属者の範囲と利益計算の仕組み

- 1 現行の貸方区分における利益帰属者の範囲
- 2 基本類型としての貸方区分モデルのもとで示される現行の貸方区分の特徴

第4節 現行の会計基準における株式オプションの会計処理

- 1 現行の会計基準における株式オプションの会計処理
- 2 株式オプションに関する会計処理の特徴

第5節 おわりに

補論 貸借対照表の貸方区分や株式オプションの会計処理についての動向

- 1 はじめに
- 2 各種公表物の提案にみる貸方区分の考え方と株式オプションの会計処理

3 小括

第9章 貸方区分モデルの選択

第1節 はじめに

第2節 貸方区分モデルを選択する要因

- 1 価値推定のニーズを満足させるという内在的な要因
- 2 企業会計の資本に影響を及ぼす外在的な要因

第3節 内在的な要因からの貸方区分モデルの選択

- 1 主たる情報利用者と貸方区分モデル
- 2 情報提供の手段と主たる情報利用者としての投資家の範囲から考える貸方区分モデルの選択問題

第4節 外在的な要因としての会社法の要請を満たす貸方区分モデル

- 1 株主と債権者の識別—会社法規制の根底にある一般要請
- 2 会社法の一般要請を満たす所有資本モデル
- 3 リスクバッファの拡張表示に適う積極参加資本モデル
- 4 分配可能額の算定に適う貸方区分モデル

第5節 おわりに

第10章 資本と利益に関する追加的な情報の提供

第1節 はじめに

第2節 資本と利益に関する追加的な情報の必要性

- 1 株式オプションに関する潜在的な情報ニーズの存在
- 2 ASBJ 討議資料（2006a）にみる資本と利益の複雑性の緩和

第3節 資本と利益を補足する発行金融商品に関する追加的な情報

- 1 発行金融商品についてどのような情報を追加的に提供するか
- 2 発行金融商品に関する追加的な情報をどのように提供するか

第4節 発行金融商品の価値推定に資する資本と利益の追加的な情報の提供

- 1 国際会計基準のもとでの資本と利益に関する追加的な情報の提供
- 2 日本会計基準のもとでの資本と利益に関する追加的な情報の提供
- 3 貸方区分モデルの類型にもとづく資本と利益に関する追加的な情報の提供

第5節 貸方区分モデルのもとでの分配可能額の算定に関する情報の提供

第6節 おわりに

終章 研究の総括と展望

第1節 研究の総括

- 1 「第Ⅰ部 企業会計の資本」の総括
- 2 「第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計」の総括
- 3 「第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル」の総括

第2節 本研究の目的に照らした結論の整理とインプリケーション

- 1 第1の目的「貸方区分モデルの抽出」に照らした結論の整理とインプリケーション
- 2 第2の目的「貸方区分モデルの選択」に照らした結論の整理とインプリケーション
- 3 第3の目的「資本と利益に関する追加的な情報の提供についての検討」に照らした結論の整理とインプリケーション

第3節 研究の展望—今後の課題

- 1 決済手段としての自社株式の資産性
- 2 非支配株主持分の取扱い
- 3 複合的な発行金融商品の取扱い
- 4 会社法にもとづく資本の計数に関する情報の提供

引用・参考文献

3. 本研究の概要

3. 1 「第Ⅰ部 企業会計の資本」の概要

第1章では、利益の計算構造に関する一般論として、資本の測定尺度（貨幣や物財）にもとづいて利益の計算を構想する資本維持論（森田 1979）、資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せにもとづいて利益の計算を構想する議論（加古 1981）、さらには、ある一定の範囲の資金提供者から構成される利益帰属者という立場を想定することを基礎に、貸方における発行金融商品の分類にもとづいて利益の計算を構想する議論を概観した。これらの議論を概観することにより、資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者の範囲にもとづいて成立する利益の計算構造を確認した。

第2章では、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922), Seidman (1956), Li (1960), Husband (1954), ならびに Staubus (1961) において示される会計主体論を、企業観、利益計算を行う観点ないし立場としての利益帰属者、さらには利益計算の基礎（資本）といった諸側面から概観した。ここでは、これら先行研究において示される議論をふまえて、現代の企業会計において捉えられる会計主体論の意義を検討した。

第3章では、概念フレームワークにおける利益観のもとで、資本が差額概念として定義されることの問題点を検討した。具体的には、FASB 討議資料（1976）、FASB 討議資料（1990）、お

よび SFAS 150 (2003) などを取り上げて、資本が差額概念として定義された背景や、差額概念としての資本に向けられてきた批判を検討した。また、日本の概念フレームワークに相当する ASBJ 討議資料 (2006) を概観して、資本の概念を積極的に定めることの意義を検討した。最後に、概念フレームワークにおける資本は、他の概念に従属して消極的に定められるのではなく、他の概念から独立して、それに含まれる資金提供者の持分 (権益) ないし請求権が識別されたいうで積極的に定められることが望ましいということを指摘した。

3. 2 「第Ⅱ部 会社法の資本と企業会計」の概要

第4章では、日本の会社法における株主の有限責任制、その有限責任制に起因して生じうる利害対立を調整する手段としての資本制度、さらにはその資本制度に基礎を置く分配規制について検討を加えた。会社法においては、資本原則を具現する諸規定が放棄または緩和されていることや、資本金および準備金 (以下、「資本」) を法定の手続きのもとで減少させることができるということから、資本制度または「資本」にもとづく分配規制の意義が低められているという点が懸念された。しかしながら、それらの規制動向は、企業における財務政策の柔軟性を確保しようとするものであると捉えることができ、このことが債権者の債権回収に直接的に不利益を及ぼすとは考えにくいということを指摘した。これらの諸点をふまえて、会社法における分配規制の意義を次のように指摘した。すなわち、分配規制の意義としては、会社の自治機関が「資本」の水準をある程度自由に決定することができるということを前提にして、分配の上限 (分配可能額) と財源 (剰余金) を定めているということを指摘した。

第5章では、日本の現行の企業会計制度における株主資本の表示と、株主資本の変動に関する会計処理を、企業会計における原則的な考え方としての「払込資本と留保利益の区別」にもとづいて検討を行い、そのうえで、企業会計 (会計基準) と会社法が株主資本をめぐる考え方についてどのような程度で調整されているかを検討した。検討の結果、日本の企業会計制度における株主資本の表示とその変動に関する会計処理においては、会社法における債権者保護の目的を要因として、「払込資本と留保利益の区別」からの逸脱が一部でみられたものの、「払込資本と留保利益の区別」の考え方はおおむね遵守されており、依然として、株主資本の計算・表示に関する諸規定を支える基礎として受け入れられている、ということを指摘した。また、現行の企業会計制度においては、企業会計と会社法が、株主資本をめぐる見解について、ともに「払込資本と留保利益の区別」の考え方に依拠しながら、高度な水準で調整されているということを指摘した。

3. 3 「第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル」の概要

第6章では、第Ⅰ部における検討内容をふまえて貸方区分モデルを複数抽出した。具体的に

は、資本の概念を独立して積極的に定める考え方にもとづき、5つの基本的な発行金融商品（普通株式、優先株式、自社株式を対象としたコールオプション、自社株式を対象としたプットオプション、および社債）の保有者（資金提供者）をグルーピングすることで、5つの資本の概念を抽出した（図表1）。ついで、それら資本の概念にもとづいて成立させることができる利益計算の仕組みを貸方区分モデルとして定義した。

図表 1 利益帰属者と資本の概念

発行金融商品の種類	利益帰属者	資本の概念
普通株式	普通株主	普通株主の持分
株式 (普通株式と優先株式)	株主 (普通株主と優先株主)	株主の持分 (普通株主と優先株主の持分)
株式とコールオプション	株主と コールオプション保有者	株主の持分と コールオプション保有者の持分
株式と株式オプション (コールとプットを含む)	株主と 株式オプション保有者	株主の持分と 株式オプション保有者の持分
すべての発行金融商品 (株式・株式オプション・社債)	すべての資金提供者	すべての資金提供者の持分

第7章では、第6章で検討した貸方区分モデル、とくに所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルにもとづいて、自社株式で決済される株式オプションに関する会計処理を検討した。また、当該株式オプションのペイオフ（株式オプションの発行に際して当初支払われたプレミアムとオプションの時価との差額）に関する会計処理上の取扱いについて検討した。

第8章では、現行の企業会計における貸方区分の考え方、すなわちASBJ討議資料（2006）および日本会計基準における貸方区分（ASBJにおける貸方区分）、FASB概念フレームワークおよび米国会計基準における貸方区分（FASBにおける貸方区分）、ならびにIASB概念フレームワークおよび国際会計基準における貸方区分（IASBにおける貸方区分）を概観して、それら3つの貸方区分の考え方を検討した。また、日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準のもとで定められている株式オプションに関する会計処理を検討した。とくに日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準のもとで定められる、現物決済される株式オプションに関する会計処理に着目し、その貸方区分における取扱いとともに、それが決済されるにあたってどのような測定属性が用いられているかを検討した。

第9章では、主たる情報利用者による情報ニーズ、とくに価値推定のニーズを満足させると

いう内在的な要因にもとづいて、企業会計における貸方区分モデルの選択に関する議論を行った。また、会社法を企業会計の資本に影響を及ぼす外在的な要因として捉えたうえで、会社法の要請を満たすような貸方区分モデルの選択に関する議論を行った。

第10章では、財務諸表という枠組みを超えて行われる資本と利益に関する追加的な情報の提供について検討した。具体的には、国際会計基準をベースにした場合と、日本会計基準をベースにした場合に分けて、それぞれで、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に提示する帰属利益計算書を検討した。また、貸方区分モデルを前提にした複数組の資本と利益を提示する帰属利益計算書を検討した。さらに、第10章では、企業会計が財務諸表において独自の考え方を採用する場合を想定して、分配可能額の算定に関する情報を提供する分配可能額計算書を検討した。

最後に、終章では、第I部から第III部の内容を総括し、本研究の結論とインプリケーションを示した。また、今後の検討課題を示した。

4. 本研究の結論とインプリケーション

ここでは、本研究の目的に照らして結論を整理し、インプリケーションを示す。

4. 1 第1の目的「貸方区分モデルの抽出」に照らした結論の整理とインプリケーション

本研究は、第1の目的のもと、第I部での検討内容をふまえ、資本の概念を積極的に定めて、負債を非資本項目から構成させるような5つの貸方区分モデルを抽出した（図表2）。

図表 2 貸方区分モデルの類型

	株式以外の発行金融商品			株式という法的形式を満す発行金融商品	
	社債	プットオプション	コールオプション	優先株式	普通株式
残余資本モデル (資産=非残余持分 +残余資本)	負債 (非残余持分)				残余資本
所有資本モデル (資産=非所有持分 +所有資本)	負債 (非所有持分)			所有資本	
積極参加資本モデル (資産=非積極参加持分 +積極参加資本)	負債 (非積極参加持分)		積極参加資本		
参加資本モデル*1 (資産=非参加持分 +参加資本)	負債 (非参加持分)	参加資本			
財務資本モデル*2 (資産=財務資本)	財務資本				

*1 ここでの「参加」は、株式の価値に対して積極的な参加の立場をとるコールオプションと、株式の価値に対して消極的な参加の立場をとるプットオプションの両方を含めた意味で用いている。

*2 ここでは、貸方2区分を想定しているため、財務資本モデルのもとでの負債は、主として買掛金などの営業債務や非金融負債から構成されることになる。

貸方区分モデルの意義としては、まず、どのような利益帰属者を想定して利益計算の仕組みを構想するかという課題に対して基本的な選択肢を示している、ということを指摘することができた。また、貸方区分モデルは、どの資金提供者の利益を計算するかという方向性を大きく定めるものであり、さまざまな発行金融商品の会計処理を検討する際の基礎的な枠組みを提示している、ということを指摘した。さらに、貸方区分モデルは、利益計算の仕組みに関する基本類型であるから、現行の企業会計において採用される貸方区分の考え方や利益帰属者の考え方について、それらの特徴を明らかにする分析軸として利用することができる、ということを指摘した。

4. 2 第2の目的「貸方区分モデルの選択」に照らした結論の整理とインプリケーション

本研究は、第2の目的のもとで、貸方区分モデルの選択に関する議論を展開した。企業会計の設計においては、概念フレームワークにみるように、主たる情報利用者を想定して、彼らの情報利用目的を満足させるような情報を提供することに主眼が置かれている。貸方区分モデルの選択を検討するにあたり、まず各々の貸方区分モデルで想定されている利益帰属者（特定の範囲の投資家）を主たる情報利用者とみなして貸方区分モデルの選択に関する議論を展開した。しかしながら、主たる情報利用者については、ある特定の範囲の投資家に限定して想定するよ

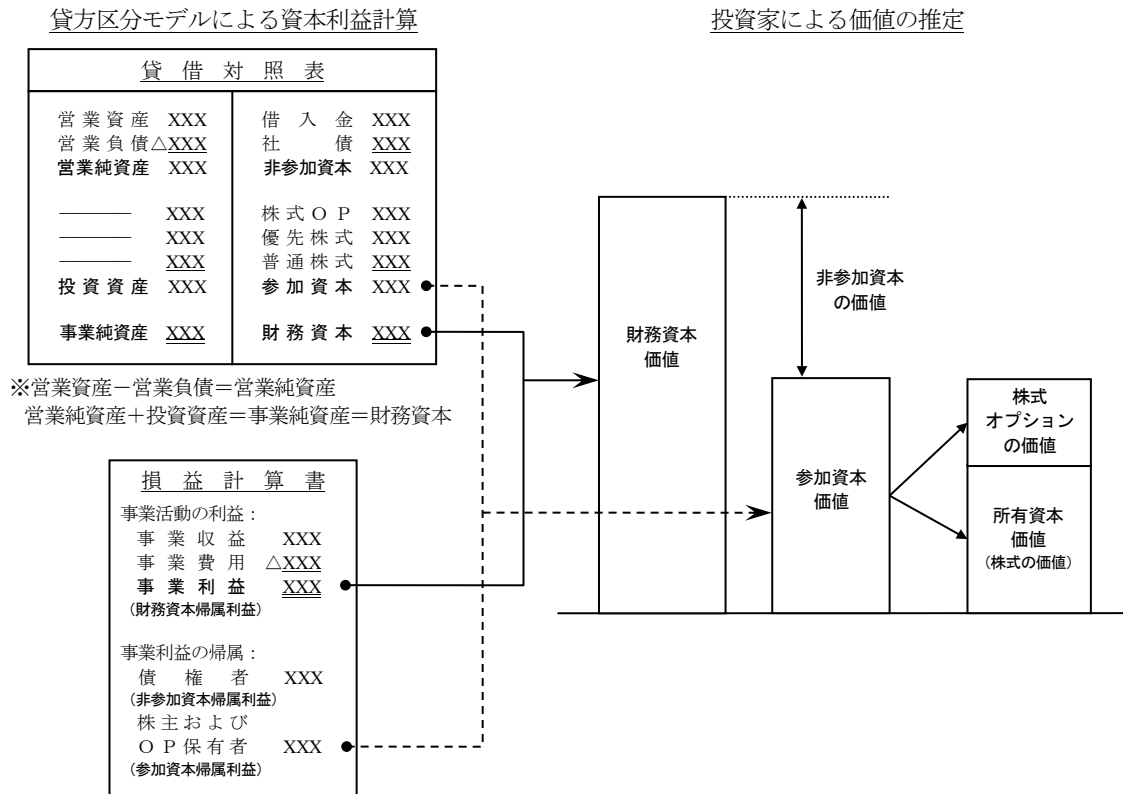
りも、現代の証券市場のもと投資家は多様な契約条項により複合的なポジションをとりうるということから（したがって個々の投資家の立場を明確に区別することは困難であることから）、債権者から株主までの広範な投資家一般を主たる情報利用者として想定する方が現実的に妥当であると考えられる。そのうえで、彼らの価値推定のニーズを満足させるという情報利用目的を想定した。このとき、投資家一般の立場からは、まず事業の価値に相当する財務資本価値に着目することが通常である。事業の価値は、企業が有する投資の価値の総体として考えられるからである。ここでは、企業が有する事業の価値である財務資本価値を推定させるような情報の提供が考えられる。つまり、投資家一般の立場からは、財務資本モデルが選択されると考えられる。

次に、投資家一般が有する情報のニーズとしては、企業の事業の価値から、企業が発行する個々の金融商品に帰属する価値に関心が向けられると想定される。ここでは、株式と株式オプションの結合価値を広い意味での株式の価値（参加資本価値）とみなして、財務資本価値を参加資本と非参加資本に帰属する価値に分割するような情報が有益ではないかと考えた。広い意味での株式の価値か否かという点は、大枠としての事業の価値に相当する財務資本価値を大きく切り分けるための適切な基準であると思なすことができるからである。このような構想のもとでは、貸借対照表と損益計算書において、財務資本にもとづいて利益を計算する仕組みと、参加資本にもとづいて利益を計算する仕組みの両方を採用するような混合モデルが選択されると考えられる（図表3）。

また、本研究の第2の目的のもとでは、会社法という外在的な要因から貸方区分モデルを選択する議論を行った。まず、債権者保護という利害調整の観点から、株主と債権者の識別という会社法の一般要請を満たす貸方区分モデルとして、資本の概念を株主の持分に限定して捉える所有資本モデルをあげることができる。会社法においては、株主と債権者の識別が不可欠であり、この境界線をもって資本の概念を形成させるという考え方は、利害調整という会社法の理念に適うものと考えられる。また、開示規制の側面から、リスクバッファーを適切に表示するという要請に対しては、資本の概念に株主の持分のみならずコールオプション保有者の持分を含めるような積極参加資本モデルが考えられた。コールオプション保有者の経済的な地位が株主のそれと近似する面があることをふまれば、資本にコールオプションを含める考え方も許容されると考えられた。他方、分配可能額の算定という観点からは、剰余金に対する加減項目を調整するという現行の方法をふまれば、貸方区分モデルの選択問題は中立的に扱われるという点を指摘することができた。剰余金に対する加減項目を調整するという手段を講じれば、いずれの貸方区分モデルのもとでも現行会社法程度の規制内容を維持することが可能であると考えられるからである。もっとも、剰余金に対する加減項目の取扱いに関する規定が会社法上で煩雑とならないようにするためには、分配規制が株主に対する分配の制約であることをふま

え、分配可能額の算定という観点からは、株主の持分を資本として捉え、株主の利益を計算することを第一義的な目的とする所有資本モデルの選択が妥当であると考えられた。

図表 3 財務資本と参加資本の混合モデルにもとづく価値の推定



4. 3 第3の目的「資本と利益に関する追加的な情報の提供についての検討」に照らした結論の整理とインプリケーション

本研究は、第3の目的のもとで、主たる情報利用者による価値推定のニーズをよりよく満たすという観点から、資本と利益に関する追加的な情報を提供するような報告様式を検討した。ここでの検討は、貸方区分モデルの選択に関する論点やどの利益帰属者の範囲から資本と利益の計算構造を考えるかという論点を超えて、情報利用者のニーズをより満たそうとする試みである。すなわち、財務諸表本体における資本利益計算という制約を取り除いた場合に、情報利用者にどのような情報を追加的に提供することができるかについて考えてみたものである。

具体的に、資本と利益に関する追加的な情報としては、財務諸表で表示される利益を中心に、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に提示する帰属利益計算書を検討した。これは、資本項目として扱われる発行金融商品の決済差額などが従来からニーズのある情報として追加的に求められてきたことについて対応するものである。とくに国際会計基準のもとで論点となっている「fixed for fixed condition」を満たす株式オプションの決済差額の取扱いに焦点を当て

た、国際会計基準ベースの帰属利益計算書を検討した。また、日本会計基準のもとで論点となっている新株予約権戻入益の取扱いに焦点を当てた、日本会計基準ベースの帰属利益計算書を検討した。さらには、第2の目的のもとで検討した財務資本と参加資本の混合モデルのもとで想定される帰属利益計算書を検討した。

また、第3の目的のもとでは、分配可能額の算定に関する情報を提供する分配可能額計算書を検討した。具体的には、株主の持分にもとづいて成立する所有資本を、分配可能額と分配不能額とに分けて表示するような報告様式を検討した。本研究で検討してきた貸方区分モデルは、発行金融商品の種類別計上を前提にしており、財務諸表本体においては、資本金および準備金といった分配可能額の算定に関する項目の表示を想定していなかった。日本の企業会計制度においては、従来から資本金および準備金とともに剰余金の金額が分配可能額の算定に関する情報として提供されてきたという経緯をふまえると、財務諸表本体でそれらの項目を表示できないということであれば、分配可能額の算定に関する情報を別の報告様式を用いて提供することが考えられる。分配可能額計算書はその一案に相当するものである。また、分配可能額計算書が求められるような状況としては、国際会計基準の個別財務諸表への適用をめぐる状況を含めて考えることができる。

5. 研究の展望—今後の課題

5. 1 決済手段としての自社株式の資産性

本研究で検討した貸方区分モデルにおいては、負債の概念が非資本項目として消極的に定められることを想定していた。この場合、負債には、株式決済される株式オプションなど、資産の犠牲が伴わない項目が含まれる可能性がある。本研究では、利益帰属者の範囲にもとづく貸方区分モデルの観点から、株式決済が予定される負債を、現金決済が予定される負債と同様に扱うという考え方を採用した。自社株式は、通常、資本の控除項目として取り扱われているが、株式決済される株式オプションが負債項目として扱われる場合、自社株式には負債を決済する能力が認められることになる。すなわち、自社株式について、資産と同様に、負債を決済する能力が備わっているという見方が成立しうる。これは、企業会計において、決済手段としての自社株式の資産性をどのように扱うかという課題の存在を示唆している。この点は、本研究の今後の検討課題としたい。

5. 2 非支配株主持分の取扱い

本研究においては、貸借対照表の貸方区分の問題に含まれる非支配株主持分の取扱いを議論の対象に含めてこなかった。この問題は、貸方における発行金融商品の分類に関する会計問題というよりも、株主を利益帰属者とみなす見方を前提に、親会社株主の視点（親会社説）と株

主全体の視点（経済的単一体説）のいずれを重視するかという問題を根幹としているとみることが出来る。本研究においては、情報提供機能を重視する観点から貸方区分モデルの議論を扱ったが、情報提供機能を重視した議論を展開させるのであれば、連結財務諸表を前提にして非支配株主持分に関する会計問題を扱う必要がある。非支配株主持分に関する取扱いの問題は、今後の検討課題としたい。

5. 3 複合的な発行金融商品の取扱い

本研究においては、貸方区分モデルを前提に、とくに単純な契約内容を想定した株式オプションに関する会計処理を検討したが、この他、転換社債や償還優先株式などのようないくつかの条件が合成された複合的な発行金融商品に関する会計処理も貸方区分モデルのもとで検討する必要がある。複合的な発行金融商品の会計処理を検討する場合には、単一の発行金融商品と異なり、当該発行金融商品が分離可能か否かという点を含めて検討する必要がある。分離可能か否かという契約内容が、当該発行金融商品の会計処理を多様化させる要因となりえるからである。複合的な発行金融商品に関する会計処理の検討についても、本研究における今後の検討課題としたい。

5. 4 会社法にもとづく資本の計数に関する情報の提供

本研究における貸方区分モデルの議論では、財務諸表本体における資本利益計算について、発行金融商品の種類別計上を前提に検討してきた。このような検討からは、企業会計本来の役割における財務諸表の表示を想定するうえで、次のようなことが指摘できると思われる。すなわち、会社法の内容のもとで要請される資本金および準備金の表示を、ディスクロージャー制度のもと財務諸表本体以外のその他の手段をつうじて行うこととし、財務諸表においては企業会計の本来の役割である源泉別の考え方にもとづいた発行金融商品の種類別表示を行うということが考えられる。ただ、このような構想においては、発行金融商品に関する種類別の勘定科目や、資本金および準備金の情報を個別に整理することについて、情報作成コストの負担が大きくなる可能性がある。企業会計制度における企業会計と会社法の役割のすみ分けについては、ベネフィットを勘案して検討していく必要がある。この点も本研究の今後の検討課題としたい。

引用文献 ※概要書で引用したもののみ掲載

- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) , Pro-Active Accounting Activities in Europe (PAAinE) . 2008. *Distinguishing Between Liabilities and Equity*. Discussion Paper. Brussels, Belgium: EFRAG.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) . 1976. *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*. Discussion Memorandum. Stanford, CT: FASB. (津守常弘監訳. 1997. 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.)
- . 1990. *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*. Discussion Memorandum. Norwalk, CT: FASB.
- . 2003. *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*. Statement of Financial Accounting Standards No. 150. Norwalk, CT: FASB.
- . 2007. *Financial Instruments with Characteristics of Equity*. Preliminary Views. Norwalk, CT: FASB.
- . 2008. *Elements of Financial Statements*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 (amended 2008) . Norwalk, CT: FASB.
- Husband, G. R. 1954. The entity concept in accounting. *Accounting Review* 29 (4) : 552–563.
- International Accounting Standards Board (IASB) . 2008. *Financial Instruments with Characteristics of Equity*. Discussion Paper. London, UK: IASC Foundation.
- . 2018. *Conceptual Framework for Financial Reporting* (revised 2018) . London, UK: IFRS Foundation.
- Kirschenheiter, M., R. Mathur, and J. K. Thomas. 2004. Accounting for employee stock options. *Accounting Horizons* 18 (2) : 135–156.
- Li, D. H. 1960. The nature of corporate residual equity under the entity concept. *Accounting Review* 35 (2) : 258–263.
- Ohlson, J. A., and S. H. Penman. 2005. Debt vs. equity: Accounting for claims contingent on firms' common stock performance with particular attention to employee compensation options. White Paper No. 1, Columbia Business School.
- Paton, W. A., and R. A. Stevenson. 1918. *Principles of Accounting*. New York, NY: Macmillan.
- . 1922. *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*. New York, NY: Ronald Press.
- Seidman, N. B. 1956. The determination of stockholder income. *Accounting Review* 31 (1) : 64–70.
- Staubus, G. J. 1961. *A Theory of Accounting to Investors*. Berkeley, CA: University of California Press. (高尾祐二訳. 1986. 『投資者のための会計理論』白桃書房.)
- 加古宜士. 1981. 『物価変動会計論』中央経済社.
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) . 2006. 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』財務会計基準機構.
- 森田哲彌. 1979. 『価格変動会計論』国元書房.